

令和2年度第1回白井市文化会館運営協議会会議録（概要）

1. 開催日時 令和2年8月26日（水） 午前10時00分から午前12時00分まで
2. 開催場所 文化センター2階 かおりホール
3. 出席者 委員 網野会長、佐藤副会長、海老原委員、吉井委員、長野委員
今井委員、伊藤委員、瀬口委員、須田委員
4. 欠席者 川上委員
5. 事務局 石田センター長、高花主幹、今井主査、渡邊主任主事、本郷主事補
6. 傍聴者 4人
7. 議題 ①平成31年度の事業報告について
②令和2年度事業計画について
③白井市教育振興基本計画について
8. 議事 以下のとおり

1 会議開催

2 会長挨拶

3 議題1 平成31年度の事業報告について

（事務局説明）

- ① 「松田華音ピアノ・リサイタル」の延期に伴う費用は、どのように計上されていますか。（委員）
→「松田華音ピアノ・リサイタル」については、延期となったため契約解除を行い、当初契約していた公演料から既出経費である渡航費のみ支払いとなります。
また、販売済のチケットの返金については、HP・市広報等により周知を行い、5月22日まで返金手続きを行いました。
その結果3枚を除いて返金手続きを完了し、残りの3枚については、売上とみなし歳入としています。（事務局）
→残りの3枚については、返金用の予算は計上していますか（委員）
→期間内に手続きに来られなかったため、市の歳入として計上していますので、返金用の予算は計上していません。
なお、手続きを行わなかった理由は、1枚は本人が記念に残したいとの要望があり、2枚は期間外（8月）に来館されたため、返金は行いませんでした。
期間内に来館されなかった理由を確認したところ、手続き期間を誤認していたとのことでした。
（事務局）

- ② 自主事業のその他経費は、具体的にどのような内容ですか。(委員)
→チラシ作成、新聞記事掲載・折り込み等の広告費が主な支出になります。(事務局)

4 令和2年度事業計画について

(事務局説明)

- 「松田華音ピアノ・リサイタル」→令和3年度に延期

- 講談「神田香織一門会」→2月21日実施予定

※12月に延期予定だった「松田華音ピアノ・リサイタル」は、市の方針として、市の主催事業を12月31日まで中止することが決定したこと及び1月から3月までのホールの予約状況と相手側との日程調整が折り合わず、再度令和3年度に延期となりました。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、予算の修正等を行っていますか。(委員)

→市の予算編成は、一年度に係る費用を前年度に算出し、予算案を作成し3月議会の議決を経て決定していますので、変動があった場合は、予算の修正は6月、9月、12月、3月補正により行います。

なお、現時点では「松田華音ピアノ・リサイタル」の公演料については、6月議会にて全額減額補正を要求しています。(事務局)

- ② 舞台の使用頻度は減少していると思いますが、ホール貸出料、舞台業務費の減少について、説明をお願いします。(委員)

→ホールの貸出料、舞台業務費については、催物の予約状況により変動するため補正は行っていません。(事務局)

- ③ 見込み金額等は算出していますか。(委員)

→新型コロナウイルスの感染拡大状況が予測できないため、見込みの算出もしていません。(事務局)

- ④ ホールの利用が減少することで、保守点検費の減額はありますか。(委員)

→施設等の保守点検については、利用が少ないからといって、点検回数や内容に変更があるわけではないので、契約金額が変更されることはありません。(事務局)

- ⑤ 施設の維持費に変更がなければ、歳入が減少すると収支のバランスが悪くなると思われませんが、歳入が減少しても維持管理費は確保できますか。(委員)

→市の予算については、貸出料の歳入が維持管理費に直接使用されるわけではなく、歳出は財政課へ必要費用を要求し、認められれば予算案として議会にかけ議決を経て決定されますので、歳入が増減したからといって、歳出も増減するわけではなく、必要性が認められれば予算は確保できます。(事務局)

⑥ 歳入が減少することで、維持管理費が確保できなくなることはありますか。(委員)

→民間企業であれば、歳入>歳出となるように予算を設定すると思いますが、市の場合は、市民への還元の見点から、必ず歳入≧歳出とはなるわけではありません。

ただし、歳入≧歳出となるように努める必要はあると考えています。(センター長)

5 白井市教育振興基本計画について

(事務局説明)

① 教育振興計画は、総合基本計画に併せて作成していたものですか。(委員)

→教育振興基本計画は市の総合基本計画作成に伴い、教育大綱を従来作成していましたが、今回から新たに作成することとなったものになります。(事務局)

② 文章は、教育大綱等と同様ですか。

→新たに作成したものとなりますが整合性の観点からこれまでの市の計画等と大幅に表現が異なっているようには作成していません。(事務局)

③ 主な取組についてですが、5年間の内、年度別に計画進行状況の確認を行っていくと思いますが、その状況がわかるような資料にしたら良いと思います。(委員)

→教育振興基本計画のレイアウトについては教育総務課が取りまとめて作成しており、まだ確定していないものとなります。

また、現時点では年度別計画欄につきましては、予算額が記載される欄と思われます。(事務局)

④ パブリックコメント等により、計画内容に修正が出ることはありますか。(委員)

→各部署が各委員会、協議会等を通じて精査したものをパブリックコメントによる一般に開放し意見を求め、意見等があれば修正等を行う場合があります。(事務局)

⑤ 住民意識調査はどのように行っていますか。(委員)

→各部署でそれぞれの方法で意見を収集しています。文化会館では昨年度12月にアンケートを実施し、運営協議会で報告させていただきました。(事務局)

⑥ 計画には「市民が自ら演者となり文化・芸術を体現できるように努めています。」と記載されていますが、ホール貸出しについて、白井市は大規模な自治体ではないので、大ホールは市で保有している施設としては規模が大きく、使用料も高いので縮小しても良いと感じています。

市民団体の利用促進を考えると、大ホールを使用するには料金の負担が多いので、中ホールの方が利用しやすい。

しかし、現状の中ホールではダンス、演劇等での利用に制限があり、利用が難しいので、大規模改修を行うに当たりホール規模、利用形態の検討を行ってほしいです。(委員)

- ⑦ 興業か市民利用を優先するのか等の運営に関する判断をするのに、市民からの具体的な意見の反映が自主事業以外に対しては計画に謳われていないので、利用促進について、市が協力できる面はありませんか。(会長)
- 市の総合基本計画(前期)の下に教育大綱があり、来年から後期計画となりますが、教育振興基本計画は教育大綱に基づき総合計画と同列の計画として予算編成等の指針となります。(センター長)

- ⑧ 概念のようなものにとらえてよいですか。(委員)
- 御見込みのとおりです。そのため、具体的な手法等については記載しておりません。(センター長)

6 その他

●白井市文化センターあり方検討委員会について

概要

- ・白井市文化センターの今後を計画するに当たり、「あり方検討委員会」を設置し、文化センターのあり方を検討する予定。(議会承認前)
- ・文化センターは施設の老朽化が課題となっており、建物整備(改修・建替え・廃止)の検討を行う。
- ・文化センターの各施設必要性について、現状維持ではなく、規模改修・建替え・廃止を含めて一から検討しなおす。

●特定天井の既存不適格について

- ・建築基準法の改正(平成26年4月施行)により、特定天井に関する基準が定められた。
- ・大ホールの客席天井が特定天井に該当し、現状基準を満たしていない。
- ・法改正前に建設された建物の施設については、既存不適格となる。

※既存不適格とは、建築基準法第3条第2項の規定により、既存建築物が法令の改正のよって改正後の技術的基準に適合しなくなったとしても、建築物を違反建築物扱いしないこととするものです。

- ・臨時の対策としてワイヤー工法による天井の補強を行い、あり方検討後の建物整備に併せて本対策を講じる。

- ① 既存不適格でいる猶予期間等は、問題ありませんか。

→既存不適格は直ちに対策しなければならない事案ではありませんが(違法ではないため)が、公共施設として是正すべき事案ではあるので、あり方検討の結果次第ではホールの閉館もありえるため、検討結果に併せて対応を行う予定です。(センター長)

- ② あり方検討の結果次第では、文化会館の閉館もありえますか。

→あり方検討委員会でそういった意見があれば、可能性はあります。

ただし、検討委員会で決定した内容は、最終的に市に提言され、その内容について意見交換会やパブリックコメント等を行い広く市民の意見を取り入れて方向性を決定する予定です。(センター長)

- ③ あり方検討委員会のメンバーは決定していますか。
→メンバーの決定はしていませんが、構成等に関しては、ある程度検討はしています。(センター長)
- ④ 建築方面の方が中心ですか。
→建築方面の方だけではなく、公募や無作為抽出による委員の選出も考えています。
現段階の計画では一般市民は5名を予定しています。(センター長)
- ⑤ あり方検討委員会で話し合われた内容は、運営協議会にフィードバックされますか。
→運営方法は決定していないため、確定ではありませんが、案件によってはご報告することもある
と思います。(センター長)

7 会議閉会

公開用会議録を作成する際の注意事項

- 注1 会議録は全部筆記でも可とする。
- 注2 会議は、議題ごとに公開・非公開を明確にすること。
- 注3 概要版を作成する場合は、「である調」若しくは「です・ます調」のどちらかに統一すること。
- 注4 会議の公開・非公開については、審議会等に諮って決定すること。
なお、非公開の場合はその理由を会議録に記載することが望ましい。
- 注5 資料等に基づいて説明する場合は、事務局による説明内容を省略することが出来る。
- 注6 公開用の会議録は、原則発言委員名等を伏せること。なお、会長については、会長としての発言を「会長」、委員として発言を「委員」と表記するなど、発言の趣旨に鑑み工夫すること。
- 注7 会議録は、公開前に委員（発言者）に内容を確認すること。なお、参考人として出席を求めた者についても可能な限り発言内容の確認を行うこと。